個人情報ファイルの名称	農業集落排水事業受益者・使用者ファイル	
行政機関等の名称	米子市長	
個人情報ファイルが利用に供	担当課 担当名	
される事務をつかさどる組織		W <b>人 +</b> ロ W <b>- 並 T +</b> ロ W
の名称	下水道営業課	料金担当、普及担当
個人情報ファイルの利用目的	農業集落排水事業受益者負担金及び使用料の賦課徴収を行う	
	1識別番号、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6賦課徴収金額、7納付状況	
記載項目		
10 兆久口		
記録範囲	農業集落排水事業受益者、使用者等	
	・本人及び住民基本台帳	
記録情報の収集方法	・近隣住民・建物管理者等、法務局、排水設備指定工事店	
	・米子市長、米子市水道事業管理者 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	金融機関(口座振替依頼者のみ)	)
開示請求等を受理する組織の	(名称) 米子市下水道部下水道営業課	
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市内町172-1	
   訂正及び利用停止に関する他		
の法令の規定による特別の手		
続等		
	☑ 法第60条第2項第1号	
	(電算処理ファイル)	
  個人情報ファイルの種別		□ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当する	(マニュアル処理ファイル)
	ファイル	
	│ │	

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	公共下水道等使用者ファイル	
行政機関等の名称	米子市長	
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	料金担当
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道等使用料の賦課徴収を行う	
	1識別番号、2氏名、3生年月日、 収金額、7納付状況	4住所、5電話番号、6賦課徴
記載項目		
記録範囲	公共下水道及び流通汚水処理場の使用者	
記録情報の収集方法	本人及び住民基本台帳、近隣住民・建物管理者等、米子市長、 米子市水道事業管理者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	金融機関(口座振替依頼者のみ	)
開示請求等を受理する組織の	(名称) 米子市下水道部	下水道営業課
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市	5内町172-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	接続リスト	
行政機関等の名称	米子市長	
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	普及担当
個人情報ファイルの利用目的	農業集落排水事業分担金の賦課徴収	
	1氏名、2住所、3設置場所	
記載項目		
記録範囲	農業集落排水事業受益者	
記録情報の収集方法	・本人からの申請書類等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名称) 米子市下水道部	下水道営業課普及担当
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市内町172-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	家屋台帳	
行政機関等の名称	米子市長	
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	普及担当
個人情報ファイルの利用目的	排水設備、水洗便所の普及促進	
	1氏名、2住所、3物件形態、4家屋所有状況、5宅內設備、 6未接続理由	
記載項目		
記録範囲	公共下水道供用開始地区該当者	、排水設備、水洗便所設置者
記録情報の収集方法	<ul><li>・本人からの申請書類等</li><li>・浄化槽台帳</li></ul>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名称) 米子市下水道部	下水道営業課普及担当
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市	5内町172-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	受益者負担金ファイル	
行政機関等の名称	米子市長	
個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名
される事務をつかさどる組織 の名称	下水道営業課	普及担当
個人情報ファイルの利用目的	下水道事業受益者負担金の賦課徴収	
	1氏名、2住所、3設置場所、4調	定額
記載項目		
記録範囲	下水道事業受益者負担金受益者	
記録情報の収集方法	本人からの申請書類等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名称) 米子市下水道部	下水道営業課普及担当
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市内町172-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	供用開始ファイル	
行政機関等の名称	米子市長	
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	普及担当
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の供用開始	
	1氏名、2住所、3町名、4地番、	5地積
記載項目		
記録範囲	下水道事業受益者負担金受益者	
記録情報の収集方法	鳥取地方法務局米子支局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	を受理する組織の (名称) 米子市下水道部下水道営業課普及担当	
名称及び所在地	(所在地) 683-0834米子市内町172-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	浄化槽法関係事務		
行政機関等の名称	米子市長		
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名	
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	普及担当	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽を使用している者の管理に使用する。		
	1識別番号、2氏名、3住所、	4 電話番号 5,財産状況	
記載項目			
記録範囲	浄化槽を使用している者		
記録情報の収集方法	本人、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者、施設課、下水 道企画課		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 米子市下水道部下水道営業課普及担当		
	(所在地) 683-0834 米子市内町172-1		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等			
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		

個人情報ファイルの名称	分担金随時賦課		
行政機関等の名称	米子市長		
 個人情報ファイルが利用に供	担当課	担当名	
される事務をつかさどる組織の名称	下水道営業課	普及担当	
個人情報ファイルの利用目的	農業集落排水事業分担金の賦課徴収		
	1氏名、2住所、3設置場所、4	<b>周定額</b>	
記載項目			
記録範囲	農業集落排水事業受益者		
記録情報の収集方法	・本人からの申請書類等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 米子市下水道部下水道営業課普及担当		
	(所在地) 683-0834米子市内町172-1		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル</li><li>□有 ☑無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集をする個人情報ファ		
イルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提		
案の募集を受ける組織の名称		
及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概		
要		
作成された行政機関等匿名加		
工情報の提案を受ける組織の		
名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ		
とができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情		
報が含まれているときはその		
VIII		
記録されている本人の数	☑ 1,000人以上	□ 1,000人未満
備考		